

事務連絡  
令和3年1月4日

各社会福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染防止  
対策の徹底について

皆様におかれましては、標記について、日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。

ご案内のとおり、昨今、全国的に、社会福祉施設におけるクラスター事例が多く確認されており、本県においても、11月下旬に松山市内の高齢者施設で2件のクラスターが発生し、合計48名の陽性者が確認されたところです。

高齢者や基礎疾患のある方が多く利用している社会福祉施設等においては、感染による重症化リスクが高まることはもとより、クラスター発生により一度に多くの感染者が発生することで入院調整に時間を要することが懸念されます。

各社会福祉施設・事業所においては、これまでの国や県の通知を改めて御確認いただき、施設内感染防止対策の徹底に加え、クラスター発生を防ぐよう下記事項に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【留意事項】

- 1 利用者及び職員の毎日の健康観察を徹底し、体調の異変が認められる場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、自宅待機等の適切な措置を取ること。
- 2 全国的に、職員を経由した感染が多く報告されていることから、職員を経由した感染を極力防ぐよう注意すること（職員の家族を経由した感染も懸念されるため、職員には自らの家族の体調の変化にも注意させること）。
- 3 （社会福祉施設等に限らず）クラスター化した事例では、初めの感染者が確認された段階で、既に感染が蔓延していたケースが多く確認されていることから、発熱者等の増減をグラフにして可視化するなど、施設等全体の傾向を的確に把握し、早めに協力医療機関等に相談する等の対応を行うこと。
- 4 普段から利用者のケアプランや個別支援計画等を確認し、他の事業所等の利用状況の把握に努め、利用者に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、他の事業所への感染拡大を防止するため、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携し、速やかな情報共有を図ること。
- 5 上記の留意事項やこれまでの国や県からの通知については、職員に周知し、新型コロナウイルスへの対応についての意識統一を図ること。

(参考)

- ・令和2年11月11日付け事務連絡  
『社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底について（第7報）』
- ・令和2年11月11日付け事務連絡  
『社会福祉施設（入所施設・居住系サービス）において新型コロナウイルス感染者が発生した場合のサービス提供継続体制の維持に係る留意点等について』
- ・令和2年11月26日付け事務連絡  
『社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底について』

**【担当課】**

(救護施設関係)

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

(保育所等関係)

子育て支援課保育・幼稚園係 Tel：089-912-2412

(放課後児童クラブ等関係)

子育て支援課子育て支援企画係 Tel：089-912-2413

(児童養護施設等関係)

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

(障がい福祉施設関係)

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

(高齢者福祉施設関係)

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432